

議第9号

令和3年度奈良県林業改善資金貸付金特別会計予算

令和3年度奈良県林業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ195,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月25日提出

奈良県知事 荒井正吾

## 第1表

## 歳入歳出予算

## 歳入

款	項	金額
1 繰入金		1,870
	1 一般会計繰入金	1,870
2 繰越金		69,900
	1 繰越金	69,900
3 諸収入		123,530
	1 県預金利子	40
	2 貸付金元利収入	123,333
	3 雑収入	157
歳入合計		195,300

議第9号 令和3年度奈良県林業改善資金貸付金特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 水 循 環 ・ 森 林 ・ 景 観 費 環 境 費		195,300
	1 林 業 改 善 資 金 費 貸 付 事 業 費	195,300
歳 出	合 計	195,300

議第10号

令和3年度奈良県中央卸売市場事業費特別会計予算

令和3年度奈良県中央卸売市場事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,911,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(県債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる県債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表県債」による。

令和3年2月25日提出

奈良県知事 荒井正吾

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1 使用料及び手数料		404,258
	1 使用料	404,258
2 繰入金		137,122
	1 一般会計繰入金	137,122
3 繰越金		6,905
	1 繰越金	6,905
4 諸収入		107,115
	1 雑収入	107,115
5 県債		1,255,700
	1 県債	1,255,700
歳入	合計	1,911,100

議第10号 令和3年度奈良県中央卸売市場事業費特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 食 と 農 の 振 興 費		1,911,100
	1 中央卸売市場事業費	1,911,100
歳 出 合 計		1,911,100

第2表

県 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
卸売市場施設整備事業	千円 1,255,700	証書借入又は債券発行による。	年8.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、県の財政の都合又は融通条件により繰り上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えすることができるものとする。

議第11号

令和3年度奈良県公債管理特別会計予算

令和3年度奈良県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ147,222,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(県債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる県債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表県債」による。

令和3年2月25日提出

奈良県知事 荒井正吾

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 財産収入		40,000
	1 財産運用収入	40,000
2 繰入金		96,156,600
	1 一般会計繰入金	82,326,501
	2 特別会計繰入金	7,390,099
	3 基金繰入金	6,440,000
3 県債		51,025,400
	1 県債	51,025,400
歳入合計		147,222,000

歳 出		
款	項	金 額
1 公 債 費		147,222,000
	1 公 債 費	147,222,000
歳 出 合 計		147,222,000

第2表

県 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	千円 51,025,400	証書借入又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。	年8.0%以内	借入先の融通条件による。ただし、県の財政の都合又は融通条件により繰り上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えすることができるものとする。

議第12号

令和3年度奈良県育成奨学金貸付金特別会計予算

令和3年度奈良県育成奨学金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ102,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月25日提出

奈良県知事 荒井正吾

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 諸 収 入		102,700
	1 貸付金元利収入	102,700
歳 入 合 計		102,700

千円

議第12号 令和3年度奈良県育成奨学金貸付金特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 教 育 費		102,700
	1 育成奨学金貸付事業費	102,700
歳 出 合 計		102,700

議第13号

令和3年度地方独立行政法人奈良県立病院機構関係経費特別会計予算

令和3年度地方独立行政法人奈良県立病院機構関係経費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,263,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(県債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる県債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表県債」による。

令和3年2月25日提出

奈良県知事 荒井正吾

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		3,555,866
	1 一般会計繰入金	3,555,866
2 諸収入		3,007,234
	1 貸付金元利収入	3,007,234
3 県債		1,699,900
	1 県債	1,699,900
歳入合計		8,263,000

千円

議第13号 令和3年度地方独立行政法人奈良県立病院機構関係経費特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 病 院 機 構 費		千円 8,263,000
	1 病 院 機 構 費	5,255,766
	2 病 院 機 構 公 債 費	3,007,234
歳 出 合 計		8,263,000

第2表

県 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院機構貸付事業	千円 1,699,900	証書借入又は債券発行による。	年8.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、県の財政の都合又は融通条件により繰り上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えすることができるものとする。

議第14号

令和3年度奈良県国民健康保険事業費特別会計予算

令和3年度奈良県国民健康保険事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ128,145,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月25日提出

奈良県知事 荒井正吾

## 第1表

## 歳入歳出予算

## 歳入

款	項	金額
		千円
1 分担金及び負担金		41,013,254
	1 負担金	41,013,254
2 国庫支出金		35,242,892
	1 国庫負担金	23,503,623
	2 国庫補助金	11,739,269
3 財産収入		18,974
	1 財産運用収入	18,974
4 繰入金		7,634,906
	1 一般会計繰入金	7,410,000
	2 基金繰入金	224,906
5 諸収入		44,234,974
	1 前期高齢者交付金	43,999,478
	2 療養給付費等交付金	291
	3 共同事業交付金	235,205
歳入	合計	128,145,000

議第14号 令和3年度奈良県国民健康保険事業費特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 福 祉 保 険 費		128,145,000
	1 国民健康保険事業費	128,145,000
歳 出 合 計		128,145,000

## 議第15号

## 令和3年度奈良県水道用水供給事業費特別会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度奈良県水道用水供給事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水団体数	11市12町1村
(2) 年間給水量	81,000,000立方メートル
(3) 1日平均給水量	221,918立方メートル
(4) 主要な建設工事	
県域水道ファシリティマネジメント推進工事	851,181千円
県営水道施設強靱化工事	1,492,525千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		11,905,630千円
第1項 営業収益		10,722,044千円
第2項 営業外収益		1,183,586千円
	支	出
第1款 事業費	10,531,829千円	
第1項 営業費用	9,481,724千円	
第2項 営業外費用	1,045,105千円	
第3項 予備費	5,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,579,650千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額120,923千円、県域水道ファシリティマネジメント推進積立金851,181千円、減債積立金130,000千円、過年度損益勘定留保資金4,065,401千円及び当年度損益勘定留保資金412,145千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		19,925千円
第1項 他会計からの助成金		3,840千円

議第15号 令和3年度奈良県水道用水供給事業費特別会計予算

第2項 雑 入 16,085千円

支 出

第1款 資本的支出 5,599,575千円

第1項 建設改良費 3,252,581千円

第2項 企業債償還金 2,329,787千円

第3項 国庫補助金等返還金 17,207千円

(債務負担行為)

第5条 債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水利使用許可更新申請書作成事業にかかる契約	令和4年度	11,506 <sup>千円</sup>
(仮称)奈良県広域水道企業団基本計画策定事業にかかる契約	令和4年度	47,762
県域水道ファシリティマネジメント推進事業にかかる契約	令和4年度	444,074
県営水道施設強靱化事業にかかる契約	令和4年度から令和5年度まで	1,904,255
送水管路移設事業にかかる契約	令和4年度から令和5年度まで	1,782,436
送水管路更新事業にかかる契約	令和4年度から令和7年度まで	1,646,663

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 704,871千円

(2) 交際費 100千円

(他会計からの補助金)

第9条 水道用水供給事業の建設改良のための経費として、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,840千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、447,372千円と定める。

令和3年2月25日提出

奈良県知事 荒 井 正 吾

## 議第16号

### 令和3年度奈良県流域下水道事業費特別会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度奈良県流域下水道事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市町村数	12市15町1村
(2) 年間処理水量	134,907,000 立方メートル
(3) 1日平均処理水量	369,608 立方メートル
(4) 主要な建設工事	
流域下水道施設耐震補強工事	168,560千円
流域下水道施設老朽化対策工事	3,208,442千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		13,413,500千円
第1項 営業収益		7,240,815千円
第2項 営業外収益		6,172,685千円
	支	出
第1款 事業費	13,413,500千円	
第1項 営業費用	12,808,376千円	
第2項 営業外費用	605,124千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,619,033千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額93,606千円、引継金848,752千円及び過年度損益勘定留保資金676,675千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		3,494,078千円
第1項 建設補助金		2,063,277千円
第2項 建設負担金		644,601千円
第3項 企業債		786,200千円

支 出

第1款 資本的支出	5,113,111千円
第1項 建設改良費	3,494,078千円
第2項 企業債償還金	1,584,014千円
第3項 固定資産購入費	35,019千円

(債務負担行為)

第5条 債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道管理運営事業にかかる契約	令和4年度から 令和5年度まで	90,055 <sup>千円</sup>
補助流域下水道建設事業にかかる契約	令和4年度から 令和5年度まで	4,732,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業	786,200 <sup>千円</sup>	証書借入又は債券発行による。	年8.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、企業財政の都合又は融通条件により繰り上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えすることができるものとする。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 507,041千円

(他会計からの補助金)

第10条 経営助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、300,000千円である。

令和3年2月25日提出

奈良県知事 荒井正吾